

《令和4年1月1日施行》

なにが、どう変わる???

改正電子帳簿保存法 実務対応講座

令和3年度税制改正では、電子帳簿保存法の大幅見直しが行われました。
事前申請の廃止やタイムスタンプ要件の見直し等の要件緩和が実施されるだけでなく、令和4年1月1日以後、電子取引は電子による保存が義務化となりました。これは、事業規模に係わらず企業・個人事業主が対象となります。

対応すべき範囲は想像以上に広く、早急な対策が必要です。

今回のセミナーでは、最低限の要因を満たす電子帳簿の電磁的記録による保存など改正のポイントをわかりやすく解説いたします。**経営者のみならず、経理担当者には必修のセミナーです。**

- 日時 令和4年1月26日(水)
15時00分～16時30分
- 会場 大田文化の森5階 多目的室
大田区中央2-10-1
- 講師 東京税理士会大森支部
税理士 鈴木 一功 氏
- 定員 60名(定員になり次第締め切り)
- 受講料 会員：無料 非会員：5,000円
(当日受付)

- ① 電子帳簿保存法ってどんなもの
- ② なぜ改正されたのか?
- ③ 電子帳簿保存制度のメリット・デメリットとは
- ④ 電子帳簿保存制度の類型と義務化となった電子取引について
- ⑤ その他

- お申込み 下記申込書にてお申込方は⇒3754-6054へ
メールの方は⇒ info@oomorihojinkai.or.jp へ



「改正電子帳簿保存法」 受講申込書(R04.1.26)

法人名		TEL	
所在地		FAX	
出席者①		出席者②	

※①一社二名までとさせていただきます。※②当日はマスク着用でご参加お願い致します。